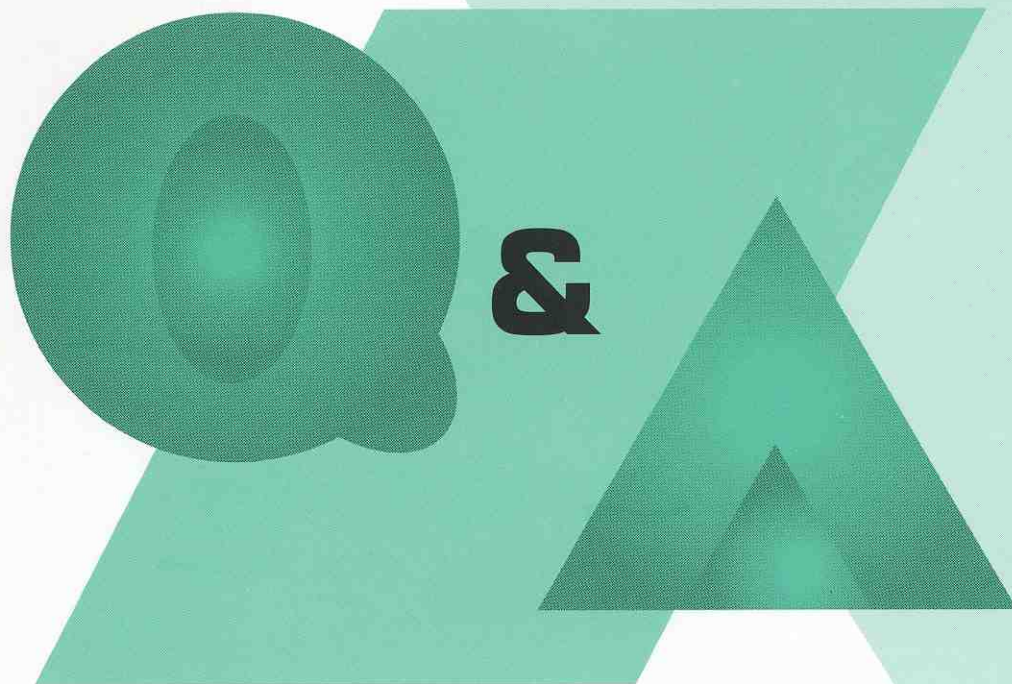
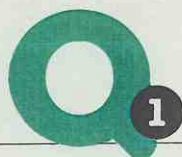


新たな

日米防衛協力 のための指針

GUIDELINE





「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」 をなぜ見直したのですか？

I. ガイドラインとは……。

- 日米安保体制を円滑で効果的に運用するため、日米防衛協力の基本的な枠組みや方向性などについて表したものです。ただし、条約や協定とは異なり法的な拘束力を持つものではありません。

II. どうして見直す必要があったのでしょうか。

見直しの背景

- 従来のガイドラインは、東西冷戦たけなわの1978年に策定されましたが、その後現在までの約20年の間に、冷戦が終焉し、新たな国際情勢の中で、地域紛争の多発、装備技術の進展といった新たな脅威も出現するなど、安全保障に対する環境にも大きな変化がみられるようになりました。
- こうした状況の下、日本への直接的な武力攻撃の可能性は少なくなったものの、アジア太平洋地域には、不安定・不確実な要因が依然として残されており、日本の周辺地域の平和と安定の維持は、日本の安全のために一層重要になっています。

見直しの目的

- 従来のガイドラインは、周辺事態（日本の周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合）については触れていませんでしたが、周辺地域における事態であっても日本の平和や安全にとって重要な場合はあります。
- 今回の見直しでは、日本に対する武力攻撃や周辺事態に際し、日米防衛協力の実効性をより高め、効果的に対応できるよう、その体制づくりが重要な目的の一つとなっています。このような新ガイドラインの策定は、緊急事態における日本の対応の予測可能性を高めるものです。
- 日米同盟関係によって創り出される安定と繁栄は、アジア太平洋地域の平和と安定の確保にもつながるものです。

Ⅲ. 安保条約や憲法との関係などはどうなっていますか。

新ガイドライン及びその下で行われる取り組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従うこととなっています。

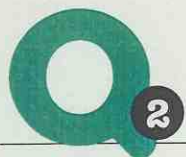
- 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されません。
- 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われます。
- 日米両国のすべての行為は、国際法の基本原則、国連憲章など関連する国際約束に合致するものです。
- 立法上、予算上、行政上の措置を義務づけるものではありませんが、日米両国政府が各々の判断に従い具体的な政策や措置に適切に反映することが期待されます。

「周辺事態」とは？

周辺事態とは、日本の周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合のことです。

周辺事態は、地理的な概念ではなく、事態の性質に着目した概念であり、ある事態が周辺事態に当たるかどうかは、事態の規模・態様等を総合的に勘案して判断されます。

新ガイドラインの策定は、特定の国や地域における事態を議論して行ったものではありません。



新ガイドラインのポイントは？

平素から行う協力

基本的な防衛態勢は変わりませんが、旧ガイドラインに比して、以下の点が拡充・強化されました。

- アジア太平洋地域の情勢を中心とした国際情勢についての情報・意見交換、防衛政策や軍事態勢についての緊密な政策協議をできる限り広範なレベルで行います。
- 地域的な安全保障対話・防衛交流、国際的な軍備管理・軍縮、国連平和維持活動（PKO）、人道的国際救援活動、大規模災害に際する緊急援助活動への協力など、安全保障面での種々の協力が新たに付け加えられました。
- 日米間の協力が効果的に実施できるように、両国の関係機関が協力しつつ、以下の二つを実施します。
 - ①日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画及び周辺事態に際しての相互協力計画の検討等のための共同作業を、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行います。
 - ②緊急事態に日米間の調整を行う手順・態勢（調整メカニズム）を確立します。

武力攻撃に際しての対処行動等

従来のガイドラインの中心的内容であり、新ガイドラインでも、引き続き日米防衛協力の中核的要素であるとの認識を踏まえつつ、以下の点が新しく付け加えられました。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

- 事態の拡大を抑制するために外交上の努力を含むあらゆる努力を行うこととなります。
- 日本の防衛のための準備と周辺事態への対応・準備との密接な相互関係に留意します。

日本に対する武力攻撃がなされた場合

- 日本は即応して主体的に行動し、極力早期に武力攻撃を排除し、米国は適切に協力を行います。
- 自衛隊と米軍各々の効果的な統合運用（陸・海・空の三軍が一体となって展開）を行います。
- 弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・コマンドウ攻撃などの脅威にも対応します。
- 日米両国による補給・輸送等の後方支援活動では、地方公共団体の権限・能力及び民間の能力も適切に活用することとなります。

周辺事態における協力

周辺事態（日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合）における協力は、今回の見直し作業の中で最も重点的に行われた部分です。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払います。また、日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整することとなります。

周辺事態が予想される場合

- 情報交換・政策協議を強化し、調整メカニズムの運用を早期に開始します。
- 周辺事態の脅威の状況に応じて、どのような準備段階を選択するか、あらかじめ調整のとれた対応を申し合わせておきます。なお、周辺事態に対して、具体的にどのような措置をとるかは、日米両国政府の各々の判断に基づくことになっています。

周辺事態における日米協力の機能および分野（別表参照）

[日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力]

救援活動及び避難民への対応のための措置：被災地での医療、通信、輸送などの救援活動や、日本に流入してくる避難民への対応などを行います。

搜索・救難：日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域での搜索・救難活動を行います。

非戦闘員を退避させるための活動：周辺地域に在留している日米両国の民間人を安全な地域に退避させるための活動を行います。自国民の退避には日米各々の政府が責任を有しますが、適切と判断する場合には、退避計画に際して調整し、実施に際して協力します。

国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動：経済制裁の実効性を高めるため、国連安保理決議に基づく船舶の検査等を行う際に協力します。

[米軍の活動に対する日本の支援]

施設の使用：日米安保条約及びその関連取極に基づく新たな施設・区域の提供のほか、米軍による自衛隊施設、民間空港・港湾の一時使用の確保を行います。

後方地域支援：主に日本の領域で行われますが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海およびその上空で行われることもあり得ると考えられます。後方地域支援の実施には、地方公共団体の権限・能力、民間の能力も適切に活用することとなります。

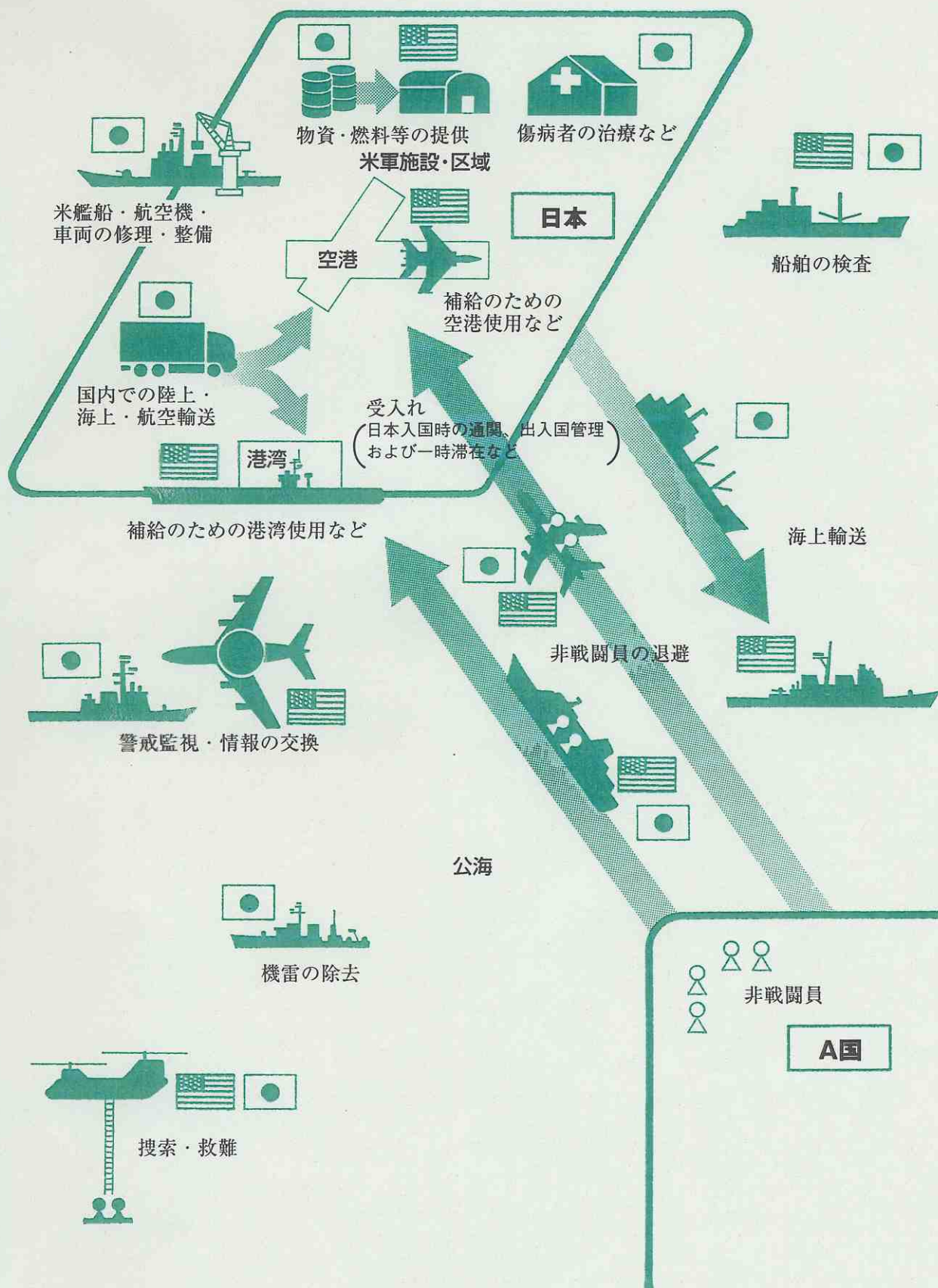
[運用面における日米協力]

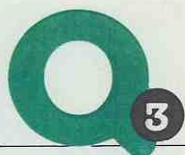
自衛隊は、生命・財産の保護および航行の安全確保のため、情報収集、警戒監視、機雷の除去などの活動を行います。

周辺事態における協力項目の例

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が 各々主体的に行う 活動における協力	救援活動及び避難 民への対応のため の措置	・被災地への人員及び補給品の輸送 ・被災地における衛生、通信及び輸送 ・避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	搜索・救難	・日本領域及び日本の周囲の海域における搜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避さ せるための活動	・情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 ・非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 ・日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定 の維持を目的とす る経済制裁の実効 性を確保するため の活動	・経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる 船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 ・情報の交換	
米軍の活動に 対する日本の支援	施設の使用	・補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場 所及び保管施設の確保 ・米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ・米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ・訓練・演習区域の提供 ・米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設	
	後方地域 支援	補給	・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資 （武器・弾薬を除く）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ・米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ・公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
		整備	・米航空機・船舶・車両の修理・整備 ・修理部品の提供 ・整備用資器材の一時提供
		衛生	・日本国内における傷病者の治療 ・日本国内における傷病者の輸送 ・医薬品及び衛生機具の提供
		警備	・米軍施設・区域の警備 ・米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ・日本国内の輸送経路上の警備 ・情報の交換
		通信	・日米両国の関係機関の間の通信のための周波数（衛星通信用を含む）の確保及び器材の提供
		その他	・米船舶の出入港に対する支援 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ・米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ・米軍施設・区域従業員の一時増員
		運用面における 日米協力	警戒監視
機雷除去	・日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換		
海・空域調整	日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整		
	日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整		

周辺事態における日米協力のイメージ





今後の両国の取組みは？

共同作業

日米両国政府は、日米安全保障協議委員会（SCC）、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会を捉えて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のため、包括的なメカニズム及び日米間の調整メカニズムを構築します。包括的なメカニズムは、計画についての検討、共通の基準及び実施要領等の確立のためのものですが、自衛隊及び米軍のみならず日米両国の関係省庁・機関が関与します。

より具体的には、今後、日米両国で以下の共同作業を行っていきます。

計画についての検討

- 日本に対する武力攻撃に際しての行動を円滑かつ効果的に実施するため、共同作戦計画について検討します。
- 周辺事態に対し円滑かつ効果的に対応するため、相互協力計画について検討します。
- 周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性がある場合、また、周辺事態と武力攻撃が同時に進行する場合についても、適切に対応できるよう、共同作戦計画と相互協力計画との整合に留意します。

準備のための共通の基準の確立

日本の防衛や周辺事態での協力措置の準備について、どのような準備段階を選択するか、あらかじめ共通の基準を確立します。

共通の実施要領の確立

日本の防衛に必要な共通の実施要領をあらかじめ準備しておきます。これによって作戦、後方支援など、それぞれのケースについてのルールが確立され、シビリアンコントロールにもつながることとなります。

調整メカニズムの確立

- 日本に対する武力攻撃や周辺事態に対する日米それぞれの活動の間の調整を行うため、日米両国の関係省庁・機関が関与する調整メカニズムを確立します。
- 自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を準備しておきます。

なお、日本政府としては、新ガイドラインの実効性を確保するため、法的側面を含め、政府全体として検討し、必要な措置を適切に講ずることとしています。また、新ガイドラインは、日米安保体制を取り巻く情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直されます。